

2015年4月3日 全4頁

民法改正法案、国会に提出される

債権法改正、2015年に成立・公布なら遅くとも2018年には施行

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 「民法の一部を改正する法律案」が、2015年3月31日に国会に提出された。
- ①約款（「定型約款」）に関する規定が置かれる、②消滅時効の時効期間が変更される、③法定利率が変更される、④個人保証の保護方策が追加、強化される、⑤譲渡禁止特約の効力が変わるなどの改正が含まれている。
- 施行日は、原則、公布の日から起算して3年以内の政令で定める日とされている。

1. 民法改正法案の国会提出

「民法の一部を改正する法律案」（以下、民法改正法案）^(注1)が、2015年（平成27年）3月31日に閣議決定され、同日、国会に提出された。これは、民法の債権関連の部分、いわゆる債権法の改正に関わる法案である。なお、関連する法令の改正を行うための「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」^(注2)も同時に閣議決定され、国会に提出されている。

（注1）法務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html

（注2）法務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00176.html

この民法改正法案が成立すれば、債権法が含まれる現在の民法財産編が1896年（明治29年）に制定・公布されてから120年ぶりの大改正になると言われている。大改正であることは、2009年（平成21年）10月28日に法務大臣から法制審議会が諮問を受けてから、法制審議会及びその部会^(注3)において5年以上検討されたことからわかるだろう。

（注3）ここでいう部会とは、「法制審議会民法（債権関係）部会」のことである。

そこでの議論については、法務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html

民法改正法案は、契約、取引など日常生活に深くかかわる基本的な法律の改正であるため、影響が及ぶ範囲が広いものであると言える。

民法改正法案における改正は多岐に及ぶため、ここでは、主な改正内容の例を掲げるとともに、経過措置の一部や施行日にも触れることにする。民法改正法案により改正された民法の条文を参照条文として掲げる場合には、「改正後の民法〇〇条」という形で提示する。

2. 民法改正法案の主な内容

(1) 定型約款

約款に関する規定が置かれることになった（改正後の民法 548 条の 2～548 条の 4 参照）。ただし、人によってイメージが異なる約款のうち、コア的な部分、つまり多くの人のイメージが重なる部分を取り出して、「定型約款」として定義した上で、基本的な規定を置くことにしている。

定義に関する規定以外に、①定型約款の内容を合意したとみなされる場合に関する規定、②①の要件を充たしても例外的に合意したとみなされない場合に関する規定、③定型約款の表示に関する規定、④定型約款の変更に関する規定を置いている^(注4)。

(注4) 法制審議会民法（債権関係）部会の第96回会議に提出された「部会資料83-1 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案）」に掲載されていた定型約款に関する提案と異なる点が存在する。例えば、事業者が消費者との間で使用している定型約款を途中で変更する場合、定型約款の中に変更できる旨が定められていることが必須とされていたが、必須ではなくなっている。

なお、「部会資料83-1 民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案）」に掲載されていた定型約款に関する提案については、以下のレポート参照。

・「法律・制度のミニ知識 約款（定型約款）の議論を探る」（堀内勇世、2014年10月24日）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141024_009068.html

(2) 消滅時効

時効期間は、原則として債権者が「権利行使できることを知った時から 5 年」もしくは「権利行使できる時から 10 年」のいずれか早い方としている（改正後の民法 166 条 1 項参照）。現行の民法では「権利行使できる時から 10 年」とされていることから大きな変更である。

なお、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の時効期間は、（その損害賠償請求が不法行為による場合を含めて、）請求する者が「権利行使できることを知った時から 5 年」もしくは「権利行使できる時から 20 年」のいずれか早い方としている（改正後の民法 167 条、724 条の 2 参照）。

また、民法改正法案には、経過措置に関する記載も存在する。消滅時効に関する経過措置としては、例えば、施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む）におけるその債権の消滅時効の時効期間については、現行の民法の規定が適用されるなどと定められている（民法改正法案の附則 10 条参照）。

(3) 法定利率

民法に定められている法定利率は、現在 5% の固定制である。これを改正し、改正後の当初の法定利率を年 3% とした上で、3 年ごとに見直す変動制に変更するとしている（改正後の民法 404 条参照）。

(4) 保証債務

まずは、「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）」については、極度額（責任〔保証〕の上限）を定めなければならないとしている（改正後の民法 465 条の 2 参照）。

また、個人が保証人となる、「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約」又は「主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約」については、契約締結に先立ち、契約締結「前」1 ヶ月以内に作成された公正証書をもって、保証人になって保証債務を履行するという意思表示を明らかにしていなければならないとしている（改正後の民法 465 条の 6 参照）。ただし、例外も定められている（改正後の民法 465 条の 9 参照）。

そして、主たる債務者が、「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証」又は「主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証」を個人に委託すると

きには、委託を受ける者に、例えば主たる債務者の財産・収支の状況などの情報を提供しなければならないとしている（改正後の民法 465 条の 10 第 1 項参照）。主たる債務者がその情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを、債権者が知り又は知ることができたときには、保証人は、保証契約を取り消せる場合があるとしている（改正後の民法 465 条の 10 第 2 項参照）。

（５）債権譲渡

譲渡の対象となる債権の元々の債務者と債権者の間で、債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下、譲渡制限の意思表示）をした場合（例えば、債権譲渡禁止特約を合意した場合）の、譲渡禁止もしくは譲渡制限の効力が、改正により、少し弱くなっている（改正後の民法 466 条参照）。

また、譲渡の対象となる債権の元々の債務者が「異議をとどめない承諾」をすると抗弁が切斷されるという仕組み^{（注 5）}が存在するが、これは廃止することになっている（改正後の民法 468 条参照）。

（注 5）厳密ではないが、例えば、A[元々の債権者、譲渡人]がB[元々の債務者]に対して持っている貸金債権をC[譲受人]に譲渡した際に、B[元々の債務者]がC[譲受人]に対して譲渡につき単純に承諾をしてしまうと、その債権譲渡前に（より正確には、対抗要件具備時まで）、B[元々の債務者]がA[元々の債権者、譲渡人]に対して消滅時効が成立しているので返済しないと言えたときにも、C[譲受人]に対しては、消滅時効が成立しているので返済しないとは言えなくなることがあるという仕組みである。

これらの改正についての経過措置が、民法改正法案には定められている。「施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合」、現行の民法の規定が適用されると定められている（民法改正法案の附則 22 条参照）。

3. 民法改正法案の施行日

民法改正法案は原則として、民法改正法案が成立した後の「公布の日」から起算して 3 年以内の政令で定める日から施行するとしている（民法改正法案の附則 1 条参照）。

2015 年に成立し公布されれば、大部分は、遅くとも 2018 年には施行されることになる。